

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年 1月31日(水) 午前10時00分から午前10時27分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員(16人)

会長

1番 白石勝敏  
2番 吉永安圭美  
3番 平野英明  
4番 橋本一郎  
5番 萩本一浩  
7番 深田 智  
8番 高野康喜

職務代理者

9番 内田孝光  
11番 門田静子  
12番 森本 健  
13番 宮山卓也  
14番 松本秀昭  
15番 木村秀子

職務代理者

16番 本田友治  
18番 倉井正治  
19番 吉田寛実

4. 欠席委員(3人)

6番 中村和人  
10番 有馬日夫  
17番 松田林一

5. 出席推進委員(24人)

吉田和功  
本田あゆ子  
齊藤光幸  
中面千代志  
鞍本敏男  
渡邊康之  
光永信一  
林田孝介  
矢鉾次義  
鶴山正行  
高木 淳  
杉本秀雄  
瀬本浩和  
宮本光治郎  
福本啓治

高橋豊  
上原誠  
福間定一  
藤山利秋  
橋本正治  
上村正弘  
上村武敏  
寺本和男  
黒田浩一郎

#### 6. 議事日程

- |    |        |                              |
|----|--------|------------------------------|
| 第1 | 議案第65号 | 農地法第3条(委員会)について              |
| 第2 | 議案第66号 | 農地法第5条(知事)について               |
| 第3 | 議案第67号 | 基盤強化法(農用地利用集積計画の公告)について      |
| 第4 | 議案第68号 | 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】について |
| 第5 | 議案第69号 | 農用地利用集積等促進計画案について            |
| 第6 | 議案第70号 | 非農地証明願について                   |

#### 7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
主幹兼係長	宮野	優
主幹	小山	貴晴
主任	平川	祥子
主任	竹下	慎一

#### 8. 会議の概要

事務局

皆さん、おはようございます。総会の開催に関しまして、注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、会場正面向かって左手側に設置しております演台の場所にてお願いします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭な御発言をお願いします。

それでは、ただいまから1月の総会を開催したいと思います。

本日は、有馬委員、中村委員、松田委員から欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は、定足数に対しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきますようお願いします。

議長

皆さん、こんにちは。それでは、1月の農業委員会総会を始めます。

総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。12番 森本健委員、13番 宮



推進委員

坂本担当の宮本です。申請番号3番と4番、続けて説明します。

申請番号3番について説明します。

先日、中村委員と現地を確認してきました。譲渡人は土木工事業と農業を営んでおられ、今回経営規模拡大のためであり、周辺農地への影響はないと思います。御審議方、よろしく申し上げます。

続けて、4番について説明します。

こちらも先日、中村委員と現地を確認してまいりました。譲渡人と譲受人は親族であり、譲受人の家と隣接する田208m<sup>2</sup>を贈与するもので、問題はないと考えます。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第66号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第66号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書2ページから4ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が9件、使用貸借権が1件、合計10件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

2ページの1番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

2番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、3番、4番、下の3ページをお願いします。3ページの5番、6番、7番、次の4ページをお願いします。4ページの8番、9番までの案件は、全て用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断いたしました。

次に、10番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、御審議方よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の本田です。申請番号1番について説明いたします。

この件について26日に現調査を行いました。譲受人の〇〇〇〇さんは、今回の申請地隣接に、一般廃棄物のほか積替え施設を有しています。そのため、大型車両の出入りがあり、その車両の通路や駐車場としての申請であり、担当委員としては何ら問題ないと思われます。御審議方よろしくお願いたします。

議 長

2番、八千把。

推進委員

八代把担当の中面です。申請番号2番から4番について説明します。

2番、申請地は□□□町の〇〇〇鉄工より南へ△△△メートル行ったところで、周りは住宅地で現況、荒れ地状態の農地で、ここを資材置場として利用したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

3番、4番は、同じ区画内の農地なので一緒に説明します。

申請地は、古閑中町の区画整備区域内の〇〇〇〇〇〇〇より西へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で現況、荒れ地状態の農地で、申請番号3番は宅地分譲2区画にしたい、申請番号4番は個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議、お願いします。

議 長

5番、松高。

推進委員

八代、松高地区の鞍本です。申請番号5番、6番、7番を続けて説明させていただきます。

申請番号5番について、1月7日倉井委員さんと申請地を確認しました。事業内容は、不動産業の譲受人が申請地の農地を取得して、宅地転用後、3区画の宅地分譲する計画です。申請地は松江町の住宅地に囲まれた農地で、北側に道路隣接、西側、東側に住宅があり、南側の隣接農地への日照問題、排水問題等には悪影響はないと思います。

続きまして、申請番号6番について説明します。

事業内容は、不動産業の譲受人が申請地を農地取得して、宅地転用後に3階建てアパートを建築する計画です。申請地は、松江町で5番の案件の農地と地続きの位置区画です。南側の隣接農地への日照、排水の悪影響はないと思います。

続きまして、申請番号7番について、事業内容は、借り人が配偶者の農地を宅地転用後に個人住宅を建築する計画です。申請地は、築添町で北側に道路を隔て〇〇〇〇があり、周囲は住宅地に囲まれております。周囲には農地はありません。何ら問題ないと思います。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

8番、太田郷。

推進委員

太田郷担当の渡邊です。申請番号8番、9番について御説明いたします。

25日、有馬委員とともに申請地のほうを確認にまいりました。8番、井上町、〇〇〇駅南△△△メートル、〇〇〇〇〇東△△メートルに位置します。受け人の方が申請地を買い受けてアパートを建設したいとのことでした。周辺には住宅、アパートが点在し、南東側に遊休農地があり、何ら問題はないと思います。

9番、井上町、申請番号8番の南西隣となります。受け人の方が8番と同一の方で、ここを買い受け駐車場を造りたいとのことでした。8番と同様に、周りはアパート等に囲まれており、何ら問題はないと思います。御審議方お願いいたします。

議 長

10番、高田。

農業委員

26日の日に山崎委員と確認に行きました。ここは、八代市本野町です。〇〇〇〇〇から東へ△△△メートル、高田の水源地から△△△メートルの位置にあります。両隣は宅地になっておりまして、一方は水路になっております。特別問題はないと思います。

以上です。審議の方よろしく申し上げます。

議 長

以上の案件につきまして、皆さん、何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第67号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第67号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書5ページから17ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が20件、面積は8万866m<sup>2</sup>、所有権移転が4件、面積は2万2,709m<sup>2</sup>です。これら、申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月2月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、2月8日木曜日に実施いたします。関係する地区は、井揚町、千丁町古閑出、鏡町鏡村です。地区の担当委員さんにおかれましては、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、議案を決定することといたします。

議案第68号農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第68号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第

56号) 附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について、議案書18ページから23ページのとおり付議いたします。

今月の農地利用集積計画は、賃借権設定が9件で、面積は2万7,352m<sup>2</sup>、使用貸借権設定が1件で、面積は4,050m<sup>2</sup>、合計の面積は3万1,402m<sup>2</sup>です。これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

議案第68号の説明につきましては以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第69号農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第69号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した農地利用集積等促進計画案について、議案書24ページから27ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農地利用集積等促進計画案について、農業委員会へ意見を聴くというものです。今回の案件は、更新が8件、配分先の変更が1件、権利の移転が1件です。

受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や農作業の常時従事を満たしていると判断されます。

議案第69号の説明につきましては以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することといたします。



議案第70号非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第70号非農地証明願について、議案書28ページのとおり付議いたします。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は山林であることの証明願です。申請地は、平成3年頃より植林していたが、今般、地目が畑であることが判明いたしました。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和6年1月15日に二見地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。御審議方お願いいたします。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、二見。

推進委員

二見の瀬本です。1番について説明します。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、1月15日に平野農業委員さん、事務局職員の4人で現地調査を行いました。行った結果、竹林及び雑木林の様相を呈しており、非農地としても何ら問題ないと思われれます。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

本日予定の2案は全て終了しました。

今月は、八代市農業委員会会長専決規程第3条の規定による農地法第5条の許可、法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので報告します。

これをもちまして、1月の八代市農業委員会を閉会いたします。皆さん、お疲れ  
さまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和6年1月31日

八代市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_